

京都市告示第397号

令和2年8月19日京都市告示第287号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和2年11月9日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
特定非営利活動法人 新環境都市生活に対 する寄附金	京都市下京区東洞院五条上 る深草町585-1番地	当該法人の 主たる目的 である業務	令和2年1月21日 から令和7年1月2 0日までに支出され た寄附金

(行財政局税務部税制課)